

南青葉台防災委員会規約

第1条 この自主防災組織の名称は、南青葉台防災委員会（以下「委員会」という）と称し、南青葉台自治会（以下「自治会」という）の外郭組織として位置づけ、委員会の本部所在地は、防災委員長の自宅住所とする。

（目的）

第2条 委員会は、災害対策基本法及び河内長野市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（火災、台風、地震、土砂災害その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- ① 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- ② 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当及び炊出しに関すること。
- ③ 防災訓練実施に関すること。
- ④ 防災物資の備蓄、維持・管理に関すること。
- ⑤ 行政、他地域・他組織との連携に関すること。
- ⑥ その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

（役員任期及び選出方法）

第4条 委員会には次の役員を置き、その任期は防災本部長（各年度の自治会長兼任）、副委員長2名の内の1名（各年度の自治会副会長2名の内の1名兼任）及び監事2名の内の1名並びに相談役を除き、原則2年とし再任を妨げない。

防災本部長 1名（南青葉台自治会長が兼任）

委員長 1名

副委員長 2名（自治会副会長2名の内1名が兼任）

会計 1名

監事 2名（2名の内1名は自治会会計が兼任）

事務局 若干名

給水・給食、避難誘導、救出救護、消火及び情報班長各1名並びに同各副班若干名（防災本部長、委員長及び自治会会計兼任の監事を除き、他の役職と兼任可能）

南青葉台住宅地図A～Jグループ担当委員 各1名（防災本部長、委員長及び自治会会計兼任の監事を除き、他の役職と兼任可能）

相談役 1名

2、役員は、原則として以下の基準で選出する。

- ① 自治会役員の兼任である防災本部長、副委員長及び監事並びに相談役を除く役員は、委員会委員（以下、「委員」という）自薦又は他薦による立候補制とし、立候補者が複数のときは、立候補者間で協議して内定し、総会で決定する。なお、委員長及び副委員長の立候補者が出ないときは、前年度又は前々年度防災本部長（自治会長が兼任）及び前年度自治会副会長が兼任の副委員長が協議して就任する。
- ② 相談役は、原則として委員長を退任した後1年間務める。

（役員の任務）

第5条 防災本部長は、委員会を代表し、災害発生時には委員長と連携して応急対応の陣頭指揮をとる。

- 2、委員長は、平常時の委員会を代表し、委員会全般の業務・活動を統括するが、災害発生時には、防災本部長に協力・分担して応急対応の指揮をとる。
- 3、副委員長は防災委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長間で協議、分担してその職務を代行する。
- 4、会計は、委員会の実予算管理、現金出納等の会計業務全般を行なう。
- 5、監事は、委員会全般の業務及び会計監査を行なう。
- 6、事務局は、委員長の指示に基づき、総会、月例委員会等の議事録メモの作成、それら会議、研修、訓練等の関連資料の印刷、各委員への配布ほか庶務的事項を行なう。
- 7、給水・給食、避難誘導、救出救護、消火及び情報班長並びに副班長の任務は、別途作成の「南青葉台防災委員会組織図」における各班の活動内容欄に記載の通りとする。
- 8、南青葉台住宅地図A～Jグループ担当委員は、平常時の防災訓練時並びに非常時にはグループ内住民の安否確認及び避難誘導を同グループ内班長を指揮して行なう。
- 9、相談役 委員会全般の業務につき指導、助言を行なう。

（会議）

第6条 委員会の会議は、定例総会、臨時総会及び月例総会とする。

- 2、定例総会は、年1回5月に開催する（過年度事業及び会計決算報告並びに当年度事業及び会計予算計画発表を行なう）。
- 3、臨時総会は、委員長が必要と認めたととき、防災本部長の承認を得て招集できる。
- 4、総会及び月例委員会は委員長が議長となり、議事を進行するが、役員のおよそ二分の一以上が出席（委任状を含む）しなければ開くことが出来ない。
- 5、月例委員会は以下の事項を審議し、それらの議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長（委員長）が決する。
 - ① 規約の改正に関する事
 - ② 防災計画の立案・修正に関する事
 - ③ 事業計画及び修正に関する事
 - ④ 予算及び決算に関する事

- ⑤ 役員の選出に関すること
- ⑥ その他役員が必要と認めたこと

(会計)

第7条 委員会の運営に関する費用は、自治会からの助成金、その他の収入を持って企てる。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会計監査)

第9条 委員会の会計監査は、毎年1回、年度末に監事が行なう。ただし必要がある場合は、臨時に行なうことができる。

(雑則)

第10条 この会則の定めのない事項で、委員会の運営に必要な事項は、委員長が月例会に
諮^{はか}り定める。

(付則)

- 1, この会則は平成25年4月1日から実施する。
- 2, この会則は、平成27年4月1日から一部改正実施する。